天理市下水道事業経営戦略

(令和7年度~令和16年度)



令和7年3月 奈良県 天理市上下水道局

目 次

1. 経営戦略改定の経緯及び目的
2. 計画期間 · · · · · · · · 3
3. 下水道事業の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
(1)事業概況 · · · · · · · 4
(2)処理区域内人口・水洗化人口・水洗化率・・・・・・・・・・・・・・ 7
(3)会計処理方式 · · · · · · · · · · 7
(4)使用料 ······ 8
(5)事業組織 ······10
4. 経営比較分析表を活用した現状分析・・・・・・・・・・・・・・・・11
(1)経営の健全性・効率性······11
(2)老朽化の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・16
5. 経営の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
6. 投資·財政計画 ······ 20
(1)投資試算 ····· 20
(2)財源試算・投資以外の経費の試算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
(3)投資·財政計画······28
7. 経営の見通し
(1)収益的収支 · · · · · · · · · 31
(2)資本的収支 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

8. 経費回収率向上に向けたロードマップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
(1) 業績指標 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	33
(2)効率化・経営健全化の取組	34
(3)ロードマップの検証・見直し	34
9. 今後検討すべき課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
(1)地震対策・雨水対策・施設規模の見直し	35
(2) 民間活力の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
(3)広域化・共同化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
10. 経営戦略の検証・改定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
主な用語集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37

1. 経営戦略改定の経緯及び目的

下水道事業は、都市の健全な発達と公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を通じて、公 共の福祉を増進する役割を果たしています。また、地方財政法上の公営企業として独立採算 制の原則が適用され、事業の安定的な継続が求められています。

下水道事業を取り巻く環境は、サービスの提供に必要な施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う使用料収入の減少等により厳しさを増しています。

このような事業環境の中で事業を継続するためには、経営状況の把握と経営の効率化・健全化を絶えず行いつつ計画的な経営に取り組む必要があり、そのための中長期的な経営の基本計画が「経営戦略」です。平成26年度に総務省から策定要請が出されて以降、全国的に策定が進められました。

本市においても厳しい経営環境の中、健全な経営の維持と市民の生活環境の向上に努めるため、令和2年度から令和11年度までの10か年にわたる経営計画として、『天理市下水道事業経営戦略』を令和3年3月に策定しました。

その後、令和4年1月に総務省通知『経営戦略の改定推進について』において、「経営戦略の見直し率を令和7年度までに100%とすること」とされ、『新経済・財政再生計画改革工程表2023』(令和5年12月21日経済財政諮問会議決定)の目標値(KPI)としても、令和7年度までの経営戦略見直し率100%が盛り込まれており、全国的に経営戦略の見直しが求められています。

また、令和2年3月の国土交通省通知『社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について』においては、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップを経営戦略に記載することとされています。

このたび、上記の通知の趣旨に鑑み、最新の経営成績・社会情勢に基づいて改めて財政収支計画を見直し、更なる経営基盤の強化及び財政マネジメントの向上を図ることを目的として、経営戦略を改定するものです。

2. 計画期間

本経営戦略の計画期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間とします。

3. 下水道事業の現状

(1) 事業概況

本市の下水道事業には、公共下水道事業(以下<公共>という。)、特定環境保全公共下水道事業(以下<特環>という。)及び農業集落排水事業(以下<農集>という。)の3事業があります。

各事業の施設状況については表1のとおりです。また、本市の主な下水道施設の位置については、図1に示しています。

(1) <公共>·<特環>

<公共>と<特環>は、大和川上流・宇陀川流域下水道(第一処理区)関連公共下水道として昭和43年に工事に着手し、昭和49年に供用を開始しました。本市単独の処理場を持たず、奈良県が運営する浄化センターにおいて、処理区域内で排出された汚水を他の自治体からの汚水と共同で処理しています。令和5年度末時点の水洗化率は、<公共>で96.55%、<特環>で90.12%となっています。

また、雨天時浸水対策のために嘉幡雨水ポンプ場を昭和55年に設置しました。

② <農集>

<農集>は、平成6年度に整備着手し、平成23年度までに藤井地区、長滝地区、福住地区及び苣原・仁興地区の4処理区で供用を開始しました。各処理区において、農業集落排水施設を設置し汚水を処理しています。令和5年度末時点の水洗化率は、68.84%となっています。

表1 天理市下水道事業の施設状況

(令和6年3月31日現在)

項目		<公共>	<特環>	<農集>
供用	開始年月日	昭和49年 (流域下水道供	藤井地区 平成9年7月7日 長滝地区 平成10年10月10日 福住地区 平成19年5月31日 苣原・仁興地区 平成23年6月1日	
単独/流域関連		大和川上流・宇 (第一処理	単独処理	
	1理区数	1 処	4 処理区	
	処理場	-	-	4 箇所
施設内訳	雨水ポンプ場	1 箇所	_	_
	管渠延長	262km	128km	38km
排除方式		分流式		
処理区域内人口密度		44. 1人/ha	27. 0人/ha	13. 8人/ha
기 기	〈洗化率	96. 55% 90. 12%		68. 84%

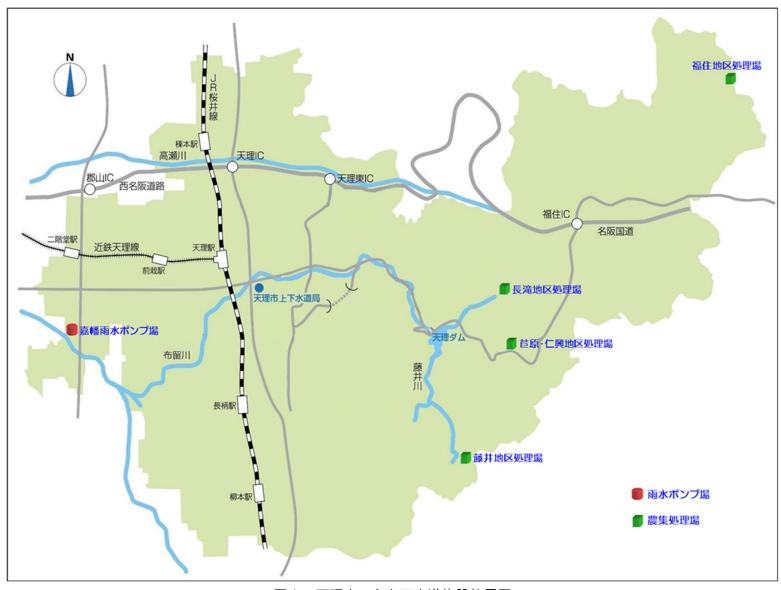


図1 天理市の主な下水道施設位置図

(2) 処理区域内人口·水洗化人口·水洗化率

処理区域内人口:水洗化人口:水洗化率の推移は表2のとおりです。

処理区域内人口は令和元年度から令和5年度までにかけて3,142人減少しています。また、水洗化人口は令和元年度から令和5年度までにかけて2,406人減少していますが、処理区域内人口と比較して減少ペースが緩やかであるため、水洗化率は微増しつつ94%台で推移しています。

表2 処理区域内人口・水洗化人口・水洗化率の推移

(令和6年3月31日現在)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
処理	区域内人口(人)	63, 680	62, 892	61, 999	61, 088	60, 538
	<公共>	51, 286	50, 802	50, 260	49, 704	49, 269
	<特環>	11, 175	10, 899	10, 560	10, 239	10, 136
	<農集>	1, 219	1, 191	1, 179	1, 145	1, 133
水洗	化人口(人)	59, 890	59, 335	58, 606	57, 938	57, 484
	<公共>	49, 190	48, 834	48, 400	47, 954	47, 569
	<特環>	9, 889	9, 676	9, 390	9, 181	9, 135
	<農集>	811	825	816	803	780
水洗	元化率 (%)	94. 05	94. 34	94. 53	94. 84	94. 96
	<公共>	95. 91	96. 13	96. 30	96. 48	96. 55
	<特環>	88. 49	88. 78	88. 92	89. 67	90. 12
	<農集>	66. 53	69. 27	69. 21	70. 13	68. 84

(3)会計処理方式

本市下水道事業は、平成22年度から地方公営企業法の規定を全部適用し、<公共>、<特環>及び<農集>の3事業を同一会計で処理しています。

なお、令和6年11月に奈良県広域水道企業団が設立したことに伴い、令和7年4月から上下水道局の所管事務のうち、水道事業は同企業団へ事業統合することになりますが、下水道事業は本市の事業として地方公営企業法の規定を一部適用(財務規定等のみ適用)する予定です。

(4)使用料

① 水量使用料

本市では、水道の使用水量を下水道排水量(水道水以外を利用した場合、使用者の使用 状況により認定した水量)とみなして使用料を計算する水量使用料を採用しています。

また、表3のとおり、「一般排水」、工場その他の事業所から排除される「中間排水」 及び「特定排水」に区分して使用料単価を設定しています。

表3 水量使用料

(消費税抜)

	排水区分	水量使用料(汚水排水量1㎡につき)
40 J.L. I.	公衆浴場及び共同浴場	60円
一般排水	その他	130円
中間排水		184円
特定排水		255円

一般排水:下水道に排除される汚水のうち、中間排水及び特定排水以外の排水

中間排水:工場その他の事業所から下水道に排除される汚水のうち、その排水量が月

300㎡を超え、月750㎡以下の排水

特定排水:工場その他の事業所から下水道に排除される汚水のうち、その排水量が月

750㎡を超える排水

② 水質使用料

特定排水で、ア・イに掲げる水質の汚水を排除する場合には、表4のとおり、水質区分に対応する金額の合計額に当該汚水の水量を乗じて得た額を水量使用料に加算します。

ア 生物化学的酸素要求量 1 L につき、5 日間に 201mg 以上

イ 浮遊物質量 1 L につき、201mg 以上

表 4 水質使用料

(消費税抜)

項目別	1 ㎡あた	り使用料
水質区分	生物化学的酸素要求量	浮遊物質量
201mgから 300mgまで	12円	17円
301mgから 600mgまで	37円	49円
601mgから 1,001mgまで	81円	104円
1,001mgから 1,500mgまで	138円	175円

③ 月20mmあたりの条例上の使用料の推移

一般家庭における1か月あたりの平均的な使用水量である20㎡における使用料の推移は表5のとおりです。

表5 月20㎡あたりの使用料の推移

(単位:円、消費税込)

	平成21年度 (税5%)	平成22年度 (使用料改定) (税5%)	平成26年度 (税改正8%)	令和元年度 (税改正10%)
月20㎡あたりの 使用料	2, 415	2, 730	2, 808	2, 860

④ 有収水量20m あたりの収入額の推移

本市の有収水量20mmあたりの収入額の推移は、表6のとおりです。

表6 有収水量20㎡あたりの収入額の推移

(単位:円、消費税込)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
有収水量20㎡あたりの収入額		3, 294	3, 198	3, 141	3, 187	3, 172
	<公共>	3, 329	3, 218	3, 153	3, 210	3, 191
	<特環>	3, 138	3, 121	3, 102	3, 096	3, 092
	<農集>	2, 860	2, 860	2, 860	2, 860	2, 860

(5) 事業組織

本市の上下水道事業の組織体制は、図2のとおりです。

表7のとおり、令和6年度現在、上下水道局職員49名のうち16名を下水道事業担当として配置しています。

なお、令和7年4月から水道事業は奈良県広域水道企業団へ事業統合することになりますが、下水道事業は本市の事業として市長部局で執り行う予定です。

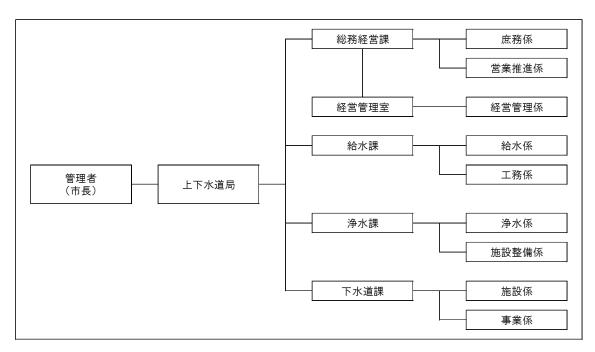


図2 組織図(天理市上下水道局)

表7 下水道事業職員数(令和6年度現在)

(単位:人)

	事務職員	技術職員	技能職員	再任用職員	会計年度 任用職員	計
職員数	7	5	1	1	2	16

4. 経営比較分析表を活用した現状分析

国(総務省)では、公営企業の経営数値を経年比較や類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことで、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することを目的とした経営比較分析表の共通様式を〈公共〉·〈特環〉·〈農集〉の事業ごとに定めています。

一方、本市では3事業を同一会計で処理していることから、3事業を合算した指標を独自 に作成したうえで、事業の効率性を分析するため共通様式に含まれていない指標である有 収率を追加し下水道事業の課題を抽出しました。

なお、類似団体の区分については、「処理区域内人口3万人以上10万人未満」、「処理区域内人口密度50人/ha未満」、「供用開始後年数30年以上」である公共の類型区分Bd1で比較することとします。

(1)経営の健全性・効率性

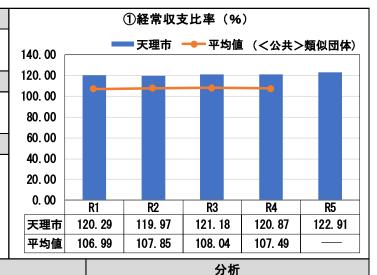
経常収支比率は100%を超えており、概ね健全な状態と言えますが、経費回収率については100%を下回っています。これは、汚水処理に係る費用が使用料収入では賄えず、不足分を一般会計からの繰入金で賄っていることを示しています。

流動比率は100%を超えており、経営の安全性は高いと言えます。

普及状況を示す水洗化率は類似団体平均値をやや上回る水準であり、汚水処理の効率性を示す汚水処理原価についても類似団体より良好な水準であることから、事業運営は効率的に実施できているものと言えます。

経営指標 ①経常収支比率(%) 評価基準 100%を超える方が良い 計算式

意味する。



使用料収入や一般会計からの繰入金等の経常収益で維持管理費や支払利息等の経常費用をどの程度賄えているかを示す指標である。100%を超え

説明

ているときは、単年度の収支が黒字であることを

経常費用を経常収益で賄うことが出来ている。 各年度とも100%を超えているが、経常収益の -部には一般会計からの繰入金が含まれている。

経営指標 ②累積欠損金比率(%) 評価基準 0%となる方が良い 計算式

当年度未処理欠損金 営業収益-受託工事収益 ×100

②累積欠損金比率(%) ▼ 天理市 ▼ 平均値 (<公共>類似団体) 8.00 7.00 6.00 5. 00 4.00 3.00 2. 00 1.00 0.00 R1 R2 R3 R4 R5 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 天理市 平均值 7. 42 4. 72 4. 49 5. 41

営業収益に対する累積欠損金(※)の状況を表す指標である。 ※営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越

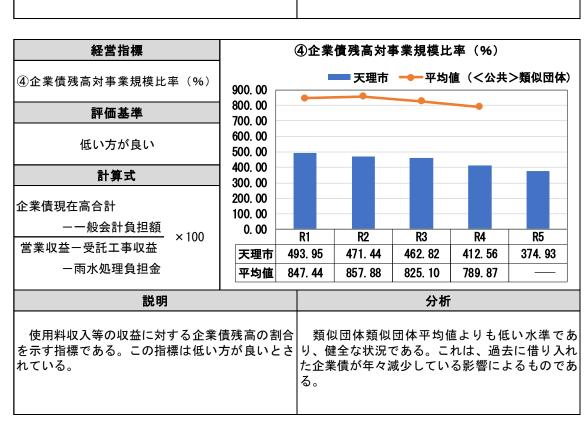
説明

累積欠損金は発生しておらず、健全な財務状況 である。

分析

※営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越 利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわ たって累積した欠損金のこと。

経営指標 ③流動比率(%) ▼ 天理市 → 平均値(<公共>類似団体) ③流動比率(%) 140.00 120.00 評価基準 100.00 高い方が良い 80.00 60.00 計算式 40.00 20.00 流動資産 - ×100 0.00 流動負債 R1 R2 **R3** R4 R5 93.15 102. 55 109.95 120. 20 130. 99 天理市 平均値 68.18 67.93 68.53 69.18 説明 分析 1年以内に支払うべき債務に対して、支払い可 令和2年度以降、流動比率は100%を超えてお 能な現金等をどの程度有しているかを示す指標でり、短期的な支払能力は十分にある。 あり、短期の支払能力を表す。

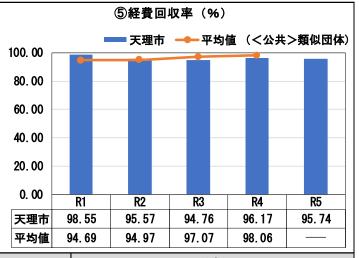


経営指標 ⑤経費回収率(%) 評価基準

100%を超える方が良い

計算式

下水道使用料 × 100 汚水処理費 (公費負担分を除く)



説明

分析

汚水処理に要した経費を、使用料収入でどの程 度賄えているかを示した指標である。使用料水準|ことから、各年度とも100%に達していない。こ 賄えている場合は100%以上となり、適正な使用である。 料が確保されていることになる。

汚水処理費を使用料収入のみでは賄えていない 等を評価することが可能で、すべて使用料収入で のため、適正な使用料の確保ができていない状態

経営指標

⑥汚水処理原価(円)

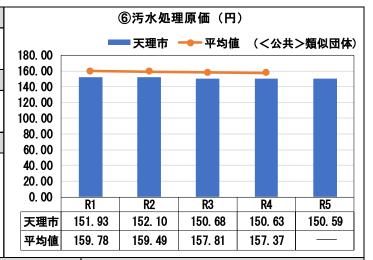
評価基準

低い方が良い

計算式

汚水処理費 (公費負担分を除く)

年間有収水量



説明

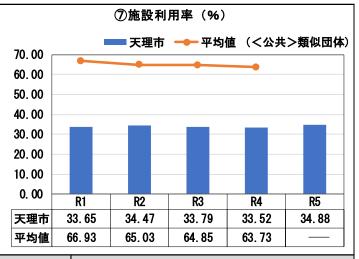
分析

下水道使用料の対象となった水量 1 ㎡あたりの 汚水処理に要した費用を示す指標である。一般的|少しているため、各年度とも一定の原価で推移し には低い方が良いとされているが、明確な数値基 ている。類似団体平均値を下回っているため、他 準がないため、経年比較や類似団体との比較等に|団体に比べ効率的な処理ができている。 より現状分析を行う必要がある。

有収水量が減少傾向にある中、汚水処理費も減

経営指標 ⑦施設利用率(%) 評価基準 高い方が良い 計算式 晴天時一日平均処理水量 × 100

晴天時現在処理能力



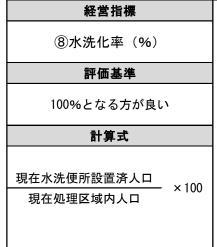
説明

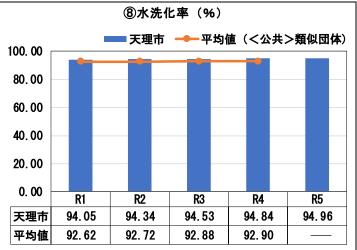
分析

施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対す る、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用 状況や適正規模を判断する指標である。

本市の<公共>・<特環>は、県の流域下水道 処理施設で汚水を処理しているため、この指標は <農集>のみが該当する。

類似団体平均値を下回る水準で推移している。 <農集>は人口密度が低く、処理水量に対して 施設規模が過大な状態である。



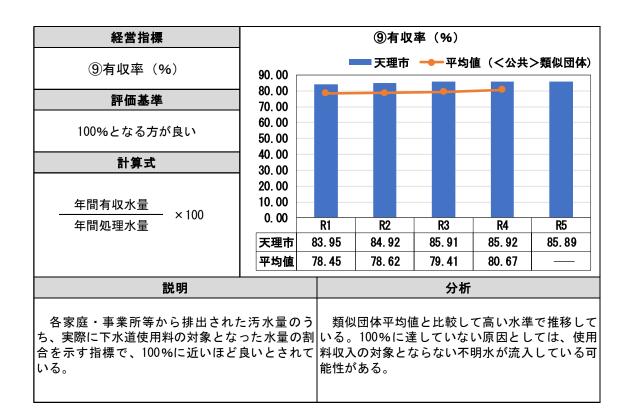


処理区域内人口のうち、下水道を使用して汚水 処理をしている人口の割合を示す指標で、100% 達していないが、類似団体平均値を上回っている となることが理想である。

説明

処理区域内で未接続世帯があるため、100%に 状況である。

分析



(2) 老朽化の状況

本市では、管路施設、処理場及び雨水ポンプ場など、多くの下水道施設を保有しており、 更新が必要な箇所から順次進めていますが、更新を上回るペースで減価償却が進み、老朽化 が進んでいます。

また、本市の平野部にあたる<公共>・<特環>の処理区域において、一部の管渠が法定 耐用年数を経過しています。今後も法定耐用年数を経過した管渠が増加することが予測されます。一方、山間部にあたる<農集>の処理区域においては、令和27年度まで法定耐用年数を経過する管渠は発生しない見込みです。

経営指標

⑩有形固定資産減価償却率(%)

評価基準

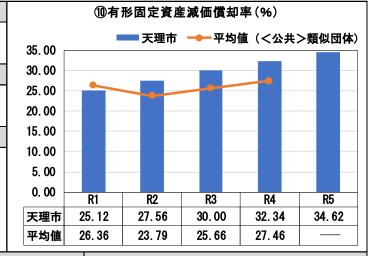
低い方が良い

計算式

有形固定資産

減価償却累計額 - ×100

有形固定資産のうち 償却対象資産の帳簿原価



説明

類似団体平均値を上回っており、老朽化が進ん

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却が どの程度進んでいるかを示す指標で、資産の老朽でいる。 化度合いを表す。この指標が高いほど減価償却が 進んでおり、施設の老朽化が進んでいるというこ┃順次進めているものの、更新を上回るペースで減 とを示している。

分析

老朽化した施設のうち、更新が必要な箇所から 価償却が進んでいる。

経営指標

⑪管渠老朽化率(%)

評価基準

低い方が良い

計算式

法定耐用年数を経過した 管渠延長

下水道布設延長

⑪管渠老朽化率(%)



説明

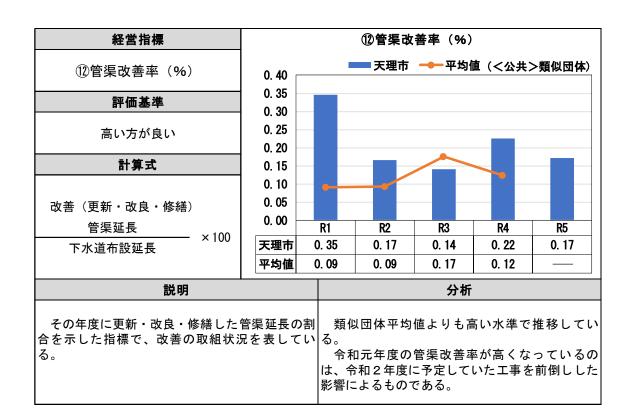
- ×100

分析

法定耐用年数(50年)を経過した管渠延長の割 合を示す指標で、管渠の老朽化度合いを表してい|理区域においては、一部の管渠が法定耐用年数を る。

本市の平野部にあたるく公共ン・く特環ンの処 経過している。

山間部にあたる<農集>の処理区域は、現在の ところ法定耐用年数を経過した管渠はない。



5. 経営の基本方針

適正な下水道施設の維持管理と健全な下水道経営を行い、快適な生活環境の確保に努めるため、次の2点を基本方針として取り組みます。

① 施設の老朽化対策の推進

本市の令和5年度末時点の下水道処理人口普及率は97.6%であり、下水道整備は概ね 完了し維持管理の時代を迎えています。下水道施設全体(管路施設及び雨水ポンプ場)の 老朽化対策、機能維持保全をするために、『天理市下水道ストックマネジメント計画』に 沿って改築・更新を進めます。

② 持続的で安定した経営の実現

持続的な下水道事業の経営を行うために経営基盤の強化及び下水道施設全体の計画的な更新に必要な財源の確保に努めます。企業債の新規借入については、今後もできる限り抑制することで支払利息の負担軽減を図り、使用料収入の減少に対応できる経営基盤の強化を図ります。

また、今後の人口減少を踏まえた汚水処理のあり方の検討を行い、施設の最適化と経費節減に努めます。

6. 投資·財政計画

投資·財政計画は、管路施設の更新に関する投資の見通しを試算した投資試算と財源の見通しを試算した財源試算、投資以外の経費の試算、3つの試算から構成される中長期的な収支計画であり、経営戦略の中心となるものです。

前述の5.経営の基本方針に、最新の経営状況や社会情勢に基づく将来の経営環境の見通 しを加味した中長期の試算を行い、収支を検証しました。

(1)投資試算

下水道施設の老朽化対策に関しては、管渠やポンプ場といった膨大な資産が対象となることから、管路施設の損傷などのリスクの高い施設から効率的に改築を行う必要があります。国土交通省においては、平成27年11月に『下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン 2015年版』を策定し、予算制約のもとでの改築需要の増大に対応し、施設管理を最適化する手法であるストックマネジメントを推進しています。

本市においては、老朽化に対応するため、平成30年3月に『天理市下水道ストックマネジメント計画(「管路施設編」・「ポンプ場編」)』を、令和3年2月に『天理市農業集落排水施設最適整備構想』をそれぞれ策定し、計画的な改築・更新を行っています。

したがって本経営戦略の投資試算においても、ストックマネジメントの考え方に沿って、 老朽化した施設の改築・更新を着実に実施することを目標として、将来投資見込みの試算を 行いました。

本市は、人口減少に伴う使用料収入が減少傾向にあり、急激な投資額の増加は財政状況の悪化を招くおそれがあります。このため、施設ごとの老朽化状況と将来的な老朽化リスク予測(不具合等の発生確率・発生した場合の影響度)を踏まえ、各年度間で投資額の平準化を図ります。並行して、老朽化による道路陥没などの事故発生リスクが高い管渠の割合が『天理市ストックマネジメント計画』を策定した平成29年度時点の水準を維持できるように、優先度の高い施設から改築・更新していきます。

表8のとおり、30年間の支出総額は約70億円となる見込みです。施設ごと・年度ごとの推 移は図3に示しています。

表8 改築事業費

(千円)

期間	管路施設	処理場・ポンプ場	小計	年平均事業費
R7~R16年度	1, 297, 302	607, 807	1, 905, 109	190, 511
R17~R36年度	2, 716, 897	2, 443, 814	5, 160, 711	258, 036
合計	4, 014, 199	3, 051, 621	7, 065, 820	

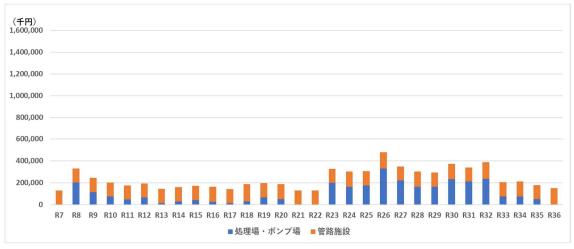


図3 投資試算の推移(予測)

(2) 財源試算・投資以外の経費の試算

計画期間内の収支見込み等については①~⑥のとおりです。

① 処理区域内人口・有収水量の将来見通し

処理区域内人口・有収水量の推計方法及び推移は、表9・図4のとおりです。

本市の行政区域内人口は、国立社会保障・人口問題研究所が令和5年12月に公表した 『日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)』における増減率を採用し、令和 5年度の60,858人から令和16年度には53,347人に減少するものとして推計します。

処理区域内人口は令和5年度の60,538人から令和16年度には53,163人まで減少する 見込みです。また、人口減少に伴い有収水量に関しても令和5年度の7,350千㎡から令和 16年度には6,775千㎡へと約7.8%の減少が予測されます。

表9 処理区域内人口・有収水量の推計方法

処理区域内人口			令和5年度の実績を起点に、『日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)』における本市行政人口の増減率と同率で推移するものとする。
	家庭用		水洗化人口に水洗化人口 1 人あたり有収水量(家庭用) を乗じて計算する。
有収水量		水洗化人口	水洗化率は令和5年度と同水準で推移するものとして、 処理区域内人口から推計する。
		水洗化人口 1人あたり 有収水量 (家庭用)	令和5年度における実績値を採用し、同値で推移するも のとする。
	家庭用以外		令和5年度における実績値を採用し、同値で推移するも のとする。

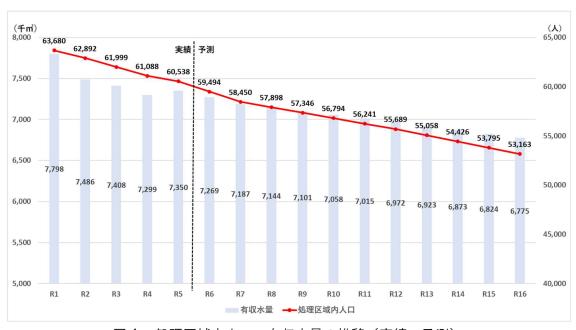


図4 処理区域内人口・有収水量の推移(実績・予測)

② 使用料収入の将来見通し

表 10 のとおり、使用料収入は、①処理区域内人口・有収水量の将来見通しを基に、現 行使用料を維持した場合での収入額を推計しました。

推移については、図5に示しています。令和5年度の10億6,000万円から令和16年度には9億8,500万円へと7,500万円の減少が見込まれます。

使用料収入	家庭用	前述の①処理区域内人口·有収水量の将来見通しで計算 した各年度の家庭用の有収水量に平均使用料単価を乗じて			
		収入を計算する。			
	家庭用以外	前述の①処理区域内人口・有収水量の将来見通しで計算			
		した各年度の家庭用以外の有収水量に平均使用料単価を乗			
		じて収入を計算する。			
平均使用料単価		- 令和5年度における実績と同値で推移するものとする。			

表 10 使用料収入の推計方法

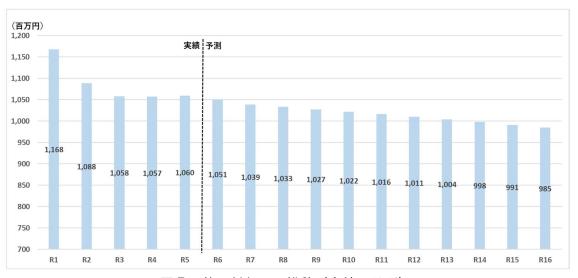


図5 使用料収入の推移(実績・予測)

③ 収益的収支

収益的収支の推計方法及び推移は、表11・図6のとおりです。

収益的収入は、使用料収入及び一般会計からの繰入金の減少により、収入全体は減っていく予測です。

収益的支出は、物価上昇により施設の維持管理費等が増加するものの、流域下水道維持 管理負担金、減価償却費及び支払利息の減少により、支出全体は減少していく予測です。 純利益は、令和9年度以降、緩やかに減少していく見込みです。

表11 収益的収支の推計方法

収益的収入	体 电火炬 2	家庭用 前述の②使用料収入の将来見通しで計算した収入を計上する。				
	使用料収入	家庭用 以外	前述の②使用料収入の将来見通しで計算した収 入を計上する。			
	雨水処理負担金	一般会計の経費負担区分を示した総務省の「繰出基準」に基づき、雨水処理に要する経費(資本費及び維持管理費に相当する額)を推計する。				
	他会計補助金	一般会計の経費負担区分を示した総務省の「繰出基準」に基づき、基準内繰入額を推計する。 基準外繰入は、毎年度の繰入金総額から基準内繰入金(収益的収入分・資本的収入分)を差し引いた金額を推計する。				
	その他収益	令和5年度実績を基に個別に推計する。				
	職員給与費	平成26年度から令和6年度までの直近11年間の人事院勧告 の平均値である0.80%を、毎年度の上昇率とする。				
	動力費	平成27年度から令和6年度までの直近10年間の電気代の伸び率の平均値である0.31%を、毎年度の上昇率とする。				
収益的	光熱水費	平成27年度から令和6年度までの直近10年間の物価全体の 伸び率の平均値である0.85%を、毎年度の上昇率とする。				
支出	通信運搬費	平成27年度から令和6年度までの直近10年間の物価全体の 伸び率の平均値である0.85%を、毎年度の上昇率とする。				
	修繕費	平成27年度から令和6年度までの直近10年間の物価全体の 伸び率の平均値である0.85%を、毎年度の上昇率とする。				
	材料費	•	年度から令和6年度までの直近10年間の物価全体の 平均値である0.85%を、毎年度の上昇率とする。			

薬品費	平成27年度から令和6年度までの直近10年間の物価全体の 伸び率の平均値である0.85%を、毎年度の上昇率とする。					
委託料	平成27年度から令和6年度までの直近10年間の労務単価の 伸び率の平均値である3.53%を、毎年度の上昇率とする。					
減価償却費	現有資産の減価償却予定額と新規取得分に係る見込み額を 合算する。新規取得分は、建設改良費において計上している額 を取得原価とし、償却期間を土木建築及び無形固定資産50年、 機械電気15年として計算する。					
その他費用	平成27年度から令和6年度までの直近10年間の物価全体の 伸び率の平均値である0.85%を、毎年度の上昇率とする。					
支払利息	令和5年度までに借り入れた企業債の支払利息に令和6年 度以降の借入分に対する支払見込額を合算する。新たに借り 入れる企業債は、毎年度の利率を2.0%として計算する。					
流域下水道維持 管理負担金	令和元年度から令和5年度までの過去5年間における排水量と負担金額から、排水量1㎡あたりの平均単価を算出し、令和7年度以降の改定(平均7.8%値下げ)を加味した上で、計画期間内の各年度の予想排水量に乗じて計算する。					

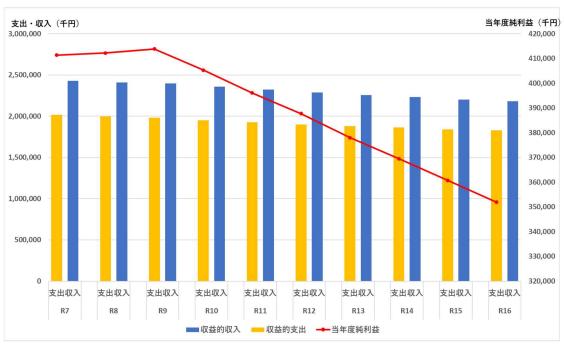


図6 収益的収支の推移(予測)

④ 資本的収支

資本的収支の推計方法及び推移は、表12・図7のとおりです。

資本的収入は、投資の平準化により企業債の新規借入を抑制することから、令和8年度 以降、4億円以下の水準で推移する予測です。

資本的支出は、令和10年度まで10億円を超える水準となっていますが、企業債の元金償還が進むため、令和11年度には10億円を下回り、その後も減少傾向となっています。

表12 資本的収支の推計方法

資本的収入	他会計補助金	一般会計の経費負担区分を示した総務省の「繰出基準」に基づき、基準内繰入額を推計する。 資本的収入に係る基準外繰入は見込まない。					
	国(都道府県) 補助金	建設改良費に係る国庫補助拠出基準に基づき推計する。					
	企業債	補助事業に係る工事費から国庫補助金の補助対象額を差し引いた金額と、流域下水道建設負担金を新規借入額とする。					
資本的支出	建設改良費	投資試算で見込んだ工事費に、職員給与費、流域下水道建設 負担金を加算した金額を建設改良費とする。 職員給与費は、毎年度0.80%の上昇率を設定する。 流域下水道建設負担金は、令和元年度から令和5年度まで の過去5年間の平均と同額で推移するものとする。					
	企業債元金 償還金	令和5年度までに借り入れた企業債の元金償還予定額に、 令和6年度以降の借入分に対する償還見込額を合算する。新 たに借り入れる企業債は、借り入れた翌年度から土木建築及 び流域下水道分30年・機械電気15年で元利均等償還の条件で 計算する。					

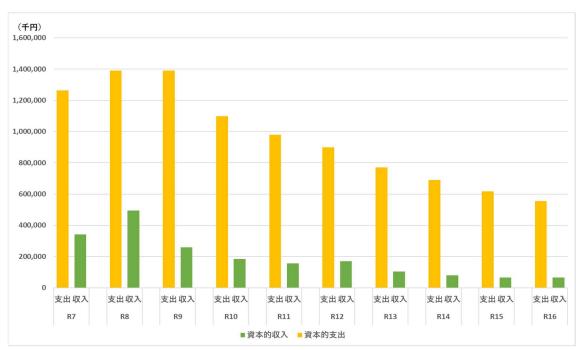


図7 資本的収支の推移(予測)

⑤ 企業債残高

前述の④資本的収支で推計した各年度の企業債残高については、図8に示しています。 過去に借り入れた企業債については償還が進むとともに、新規借入を抑制することに より、企業債残高は減少傾向となります。

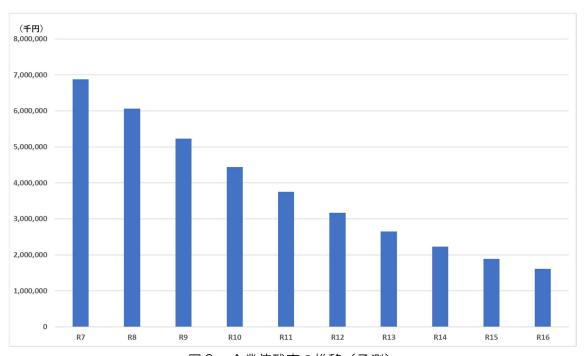


図8 企業債残高の推移(予測)

⑥ 資金残高

前述の①~⑤で推計した資金残高については、図9に示しています。

資金残高は増加傾向となります。これは、③収益的収支において、毎年度純利益が発生すること、④資本的収支において、各年度の企業債元金償還金が減少することが主な要因となっています。

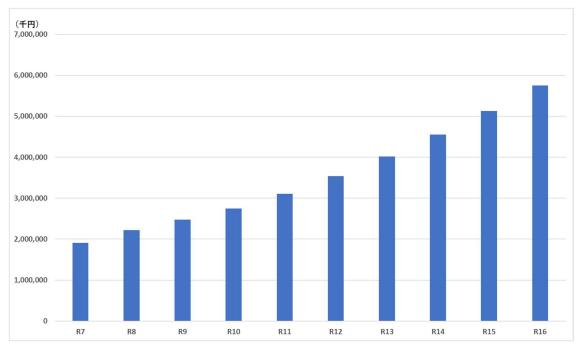


図9 資金残高の推移(予測)

(3)投資·財政計画

前述の(1)投資試算、(2)財源試算・投資以外の経費の試算に基づき、計画期間である令和7年度から令和16年度の投資・財政計画を29ページから30ページに示します。

投資·財政計画(収益的収支)

様式第2号(法適用企業・収益的収支)

投資·財政計画

(収支計画) (単位:千円,%) R3 R4 R5 R8 R10 R12 R13 R16 区 決 算 当初予算 決 算 決 算 1. 営業収益 1 092 336 1 091 809 1 091 694 1 095 890 1, 069, 565 1, 063, 821 1, 059, 201 1, 051, 782 1 044 453 1 034 476 1, 028, 086 1 016 504 1 010 050 (1) 使 用 料 収 入 1 057 758 1, 057, 335 1, 059, 690 1 051 090 1, 038, 514 1. 032. 912 1, 027, 310 1, 021, 707 1, 016, 105 1, 010, 50 1, 004, 098 997, 693 991 288 984, 883 (2) 受託工事収益 (B) (3) そ の 34 474 32 004 44 800 31 051 30, 909 35 691 37 494 35 677 33 95 30, 378 30, 393 25 21 25, 167 益 うち雨水処理負担金 31, 914 31, 051 37, 494 30, 378 33 225 33, 556 44 699 30 909 35, 691 35 677 30, 393 25, 216 25, 167 33 950 収 2. 営業外収益 1, 544, 256 1, 170, 444 1 514 989 1 360 788 1 297 253 1 221 932 1, 516, 336 1 485 926 1 345 652 1 333 226 1 244 666 1 203 923 1 186 599 的 1, 100, 779 842, 985 (1) 補 Bh 1, 127, 031 1, 098, 554 1 070 838 0/8 651 932, 599 918 860 801 072 874 462 856 330 834 358 825 100 818, 246 他会計補助金 1, 126, 923 1, 100, 671 1, 097, 104 932, 599 825, 100 818, 246 1 069 505 948 651 918 860 891 072 874 462 856 33 842 985 834 358 収 その他補助金 1, 450 (2) 長期前受金戻入 414, 566 415, 151 414, 570 412, 137 413, 053 414, 366 406, 181 396 659 388 336 378, 947 369 565 361 499 352, 198 益 (3) ₹ 1. 284 ŊΔ 8+ (C) 2, 636, 592 2, 608, 145 2, 606, 683 2, 581, 816 2, 430, 353 2, 409, 473 2, 396, 227 2, 356, 454 2, 322, 903 2, 289, 11 2, 256, 408 2, 232, 009 2, 203, 103 2, 180, 494 1. 営 費 1, 908, 333 1, 920, 402 1, 915, 194 2, 031, 459 1, 865, 240 1, 862, 756 1, 863, 344 1, 847, 751 1, 838, 257 1, 826, 009 1, 813, 943 1, 807, 670 1, 795, 383 1, 788, 260 員 給 与 費 107, 305 105, 385 97, 526 116, 284 99, 900 100, 704 101, 515 102, 332 103, 156 103, 986 104, 823 105, 667 106, 518 99, 225 90, 970 92, 491 93, 233 94, 734 95, 493 97, 031 97, 809 99, 384 収 的 退職給付費 7, 134 6, 100 6, 500 6, 611 6, 667 6, 724 6, 781 6, 839 6, 897 6, 955 7, 014 益 (2) 経 583, 613 587, 185 552, 096 555, 034 556, 696 560, 077 565, 715 6, 028 6, 085 6, 141 6, 237 23, 703 20, 118 26, 650 27, 105 27, 335 28, 038 28, 517 28, 759 29, 250 収 料 費 2, 086 2, 684 2, 952 3, 003 3, 029 3, 055 3, 081 3, 107 3, 160 3, 187 3, 214 3, 241 D 534, 249 553, 558 551, 555 638, 200 514, 638 515, 647 516, 776 518, 029 519, 410 520, 924 522, 221 523, 661 525, 248 526, 987 (3) 減 価 償 却 費 1, 234, 952 1, 231, 404 1, 230, 483 1, 231, 777 1, 215, 326 1, 210, 760 1, 209, 139 1, 191, 202 1, 179, 229 1. 164. 360 1, 149, 880 1, 141, 041 1, 126, 032 1, 116, 027 支 2. 営業外 267, 503 237 460 205 677 180 413 153 734 134 495 118 989 103 422 88 530 75. 383 64 493 54 838 46 956 40 319 123 619 29 444 260 002 225, 869 194 802 168 475 142 859 108 114 92 546 77 655 64 509 53 618 43 963 36 080 3, 461 5 437 4, 601 4 667 4, 388 4, 298 4 731 4 337 3, 983 5, 230 5 024 4 602 4, 195 3 831 出 255, 335 221, 481 190 504 163 744 138 522 119 636 87 109 72, 631 49 017 39, 768 25, 983 水 102 884 59 906 32 249 10 875 7 50 10 875 10 875 10 879 10 875 10 875 10.87 10 875 10 879 10 879 (2) ~ Ø 11 591 11 938 10 875 81 2 175 836 2 157 862 2 120 871 2, 211, 872 2 018 974 1 997 25 1 951 173 1 926 787 1 878 436 1 862 508 1 842 339 1, 828, 579 支 出 (D) 1, 982, 333 1 901 392 (C) - (D) 460 756 450 283 485 812 411 379 412 222 405 281 396 116 387 72 377, 972 369 501 360 764 351, 915 常 損 益 (F) 369 944 413 894 益 (F) 1 837 뭬 損 失 (G) 180 10, 020 別 損 益 (F)-(G) (H) 1 657 △ 10,019 ∧ 96 ∧ 136 当年度純利益(又は純損失) (E)+(H) 462, 413 440, 264 485, 716 369, 808 411, 379 412, 222 413, 894 405, 281 387, 727 377, 972 369, 501 351, 915 396, 116 360, 764 繰越利益剰余金又は累積欠損金(I) 資 産 (J) 2, 114, 771 2, 679, 924 2, 956, 154 3, 743, 156 5, 327, 828 5, 953, 561 1, 660, 564 1, 981, 131 1. 742. 437 2, 426, 699 3, 308, 941 4, 224, 247 4, 754, 690 ち 未 収 金 261 769 255, 652 227, 606 210 22 209 09 206 82 205 691 204 59 203 260 201, 964 199, 370 負 債 (K) 1, 381, 504 1, 512, 418 1, 135, 478 1, 043, 758 879, 918 780, 035 606, 004 522, 293 413, 879 1. 184, 206 701. 21 うち建設改良費分 1, 246, 876 1, 165, 292 995, 384 903, 513 639, 249 464, 822 380, 908 272, 035 うち一時借入金 うち未払金 76, 189 293, 886 77, 388 77, 574 78, 236 累積欠損金比率(<u>(I)</u>×100) 地方財政法施行令第15条第1項により算定した (L) 営業収益一受託工事収益 (A)-(B) (M) 1. 092. 336 1. 091. 809 1 091 694 1, 095, 890 1. 069, 565 1, 063, 821 1 063 001 1. 059. 201 1 051 782 1. 044, 453 1. 034. 476 1 028 086 1 016 504 1. 010. 050 <u>資</u> 金 の 不 足 調 健全化法施行規則第6条に規定する (0) 健全化法施行規則 (W) (W) 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (W) 健全化法施行令第17条により算定した。 (P) 規 (使) 1 092 336 1 091 809 1 091 694 1 095 890 1 069 565 1 063 821 1 063 001 1, 059, 201 1 051 782 1 044 453 1 034 476 1 028 086 1 016 504 1, 010, 050 健全化法第22条により算定した ((N)/(P)×100) を エ R B b: 率 ((N)/(P)×100)

29

投資,財政計画(資本的収支)

様式第2号(法適用企業・資本的収支)

投資·財政計画

(収支計画) (単位:千円,%) 度 R3 R5 R9 R7 R8 R10 R11 R12 R13 R14 R15 R16 決 算 決 算 決 算 当初予算 52, 000 94, 100 94, 500 197, 20 106, 600 184, 500 71, 300 42, 500 42, 500 62, 700 42, 500 42, 500 42, 500 42, 500 うち資本費平準化債 <u>2.</u> 他 会 計 出 資 金 20, 688 4, 498 3. 他 会 計 補 助 金 151, 449 170, 736 167, 135 166, 447 163, 298 160, 492 136, 434 106, 861 80, 720 54, 637 33, 249 22, 684 21, 587 本 4. 他 会 計 負 担 5. 他 会 計 借 入 的 6. 国 (都道府県)補助金 102, 985 131, 840 69, 332 147, 292 33, 874 5, 000 7. 固定資産売却代金 8. 工 事 負 担 金 2, 433 1, 22 1, 222 1, 222 1, 222 1, 222 1, 222 1, 222 1, 222 1. 053 30, 52 10. 460 収 9. そ 的 334, 295 385, 695 375, 822 507, 169 340, 452 493, 506 257, 845 185, 156 155, 583 169, 854 103, 359 80, 497 66, 406 65, 309 (A)のうち前年度から繰り越され た支出の財源充当額 (B) 9, 600 507, 169 純 計 (A)-(B) (C) 334, 295 376, 095 375, 822 340, 452 493, 506 257, 845 185, 156 155, 583 169, 854 103, 359 80, 497 66, 406 65, 309 資 1 建 設 改 良 費 349, 860 494, 80 193, 785 213, 892 283, 488 394, 958 308, 615 267, 847 241, 009 259, 005 209, 800 225, 065 236, 524 228, 011 うち職員給与費 22, 215 30, 61 22, 572 22, 934 23, 118 23, 303 23, 489 23, 867 24, 250 26, 926 22, 752 本 2. 企 業 債 償 還 金 1, 311, 211 1, 246, 876 1, 165, 29 1, 068, 639 的 3. 他会計長期借入返還金 支 支 4. 他 会 計 へ の 支 出 余 5. そ 10, 460 (D) 1, 568, 817 1, 595, 221 1, 597, 131 1, 670, 553 1, 262, 424 1, 390, 342 1, 212, 128 1, 098, 076 980, 337 898, 254 770, 022 689, 887 617, 432 554, 194 資本的収入額が資本的支出額に 1, 234, 522 1, 219, 126 1, 221, 309 1, 163, 384 921, 972 896, 836 954, 283 912, 920 824, 754 728. 400 666, 663 609.390 551, 026 488, 885 1. 損益勘定留保資金 1, 164, 245 1, 156, 760 1, 139, 983 1, 134, 480 921, 972 891, 091 945, 271 903, 641 815, 243 716, 731 655, 275 594, 554 533, 884 472, 435 2. 利益剰余金処分額 45, 868 25, 697 塡 3. 繰 越 工 事 資 金 4. ₹ Ø 22, 851 16, 498 55, 629 5, 745 9, 279 11, 669 11, 388 17, 142 16, 450 28, 904 9, 012 9, 511 14, 836 896, 836 912, 920 824, 754 1, 234, 522 1, 219, 126 1, 221, 309 1, 163, 384 921, 972 954, 283 609, 390 488, 885 (F) 728, 400 666, 663 補塡財源不足額
 他 会 計 借 入 金 残 高 (G)
 0

 企 業 債 残 高 (H)
 11,180,291
 8, 810, 803 9, 963, 180 7, 836, 712 6, 874, 673 6, 063, 789 5, 231, 576 4, 443, 847 3, 747, 019 3, 170, 470 2, 230, 426 1, 892, 018 1, 608, 335 2, 652, 748

)他会計	繰入金	(決	算状況	調査)																(単位:千円)
			_		年		度	R3	R4	R5	R6										
		区			分			決 算	決 算	決 算	当初予算	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
1[又 益	的	収	支	分			1, 160, 148	1, 134, 227	1, 129, 018	1, 114, 204	979, 702	963, 508	954, 551	928, 566	910, 139	890, 280	873, 363	864, 751	850, 316	843, 413
				うち	基準	内 繰	入 金	646, 021	645, 494	600, 690	622, 032	517, 056	500, 232	489, 799	472, 600	463, 495	452, 163	445, 226	445, 287	439, 770	441, 875
L				うち	基準	外 繰	入金	514, 127	488, 733	528, 328	492, 172	462, 646	463, 276	464, 752	455, 966	446, 644	438, 117	428, 137	419, 464	410, 546	401, 538
Ĭ	章 本	的	収	マラマ 支	分			240, 503	191, 424	171, 633	166, 447	163, 298	160, 492	151, 449	136, 434	106, 861	80, 720	54, 637	33, 249	22, 684	21, 587
				うち	基準	内 繰	入 金	169, 665	170, 736	167, 135	166, 447	163, 298	160, 492	151, 449	136, 434	106, 861	80, 720	54, 637	33, 249	22, 684	21, 587
				うち	基準	外 繰	入金	70, 838	20, 688	4, 498	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	<u>-</u>				計			1, 400, 651	1, 325, 651	1, 300, 651	1, 280, 651	1, 143, 000	1. 124. 000	1. 106. 000	1. 065. 000	1, 017, 000	971. 000	928, 000	898. 000	873, 000	865, 000

ين

7. 経営の見通し

前述の6.投資・財政計画に基づき、収支予測結果を総括します。

(1) 収益的収支

使用料は年々減少するものの、赤字は発生せず収支均衡となっています。このため、直ちに使用料の改定を行う必要はありません。これは、毎年度一般会計から基準外繰入金による補填があるためです。

(2) 資本的収支

建設改良費については、28ページの図9で示すように資金残高が年々増加し、将来の下水道施設の更新投資を支えることができると考えます。

8. 経費回収率向上に向けたロードマップ

国土交通省の『社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について』 (令和2年3月31日付け国水下事第56号)及び『下水道事業における収支構造の適正化に向けた取組の推進についての留意事項』(令和2年7月22日付け事務連絡)において、「経費回収率の向上に向けたロードマップ」(以下「ロードマップ」という。)を策定し、経営戦略に記載することが令和7年度以降の社会資本整備総合交付金の交付要件となりました。

これに基づき、前述の6.投資・財政計画を反映したロードマップを表13に示します。

表13 経費回収率向上に向けたロードマップ

業績指標	実績値 (令和5年度)	中間値 (令和11年度)	目標値 (令和16年度)				
経費回収率 (a)/(b)	95. 7%	96. 2%	96. 2%				
下水道使用料(a)	1, 059, 690千円	1, 016, 105千円	984, 883千円				
汚水処理費(b)	1, 106, 875千円	1, 055, 757千円	1, 023, 630千円				
経常収支比率 (c)/(d)	122. 9%	120.6% (100%以上を維持)	119.2% (100%以上を維持)				
経常収益(c)	2, 606, 683千円	2, 322, 903千円	2, 180, 494千円				
経常費用 (d)	2, 120, 871千円	1, 926, 787千円	1, 828, 579千円				
基準外繰入金	5. 3億円	4.8億円 (0.5億円削減)	4.3億円 (1億円削減)				
効率化・経営健全化の 取組		実施内容					
投資の平準化	『天理市下水道ストックマネジメント計画』等に基づく計画的 な改築・更新						
経費の削減	上下水道組織分離による経費削減 ・下水道事業と水道事業の経費按分方法の見直し・使用料徴収事務に係る経費の削減支払利息の削減・借入条件の見直し流域下水道維持管理負担金の削減・県流域下水道維持管理負担金の単価改正						
その他	資金運用に関すること ・保有資金の運用方法 組織に関すること ・組織運営の効率化 ・研修による人材育成						
実施時期		令和7年度以降実	施				

(1)業績指標

① 経費回収率

経費回収率とは、汚水処理費を使用料収入でどの程度賄うことができているかを表す 指標です。

図10で示すとおり、計画期間内では使用料収入が汚水処理費を下回っています。令和16年度目標値は96.2%となり、100%には達していない状況ですが、令和5年度実績値からの向上を目指します。

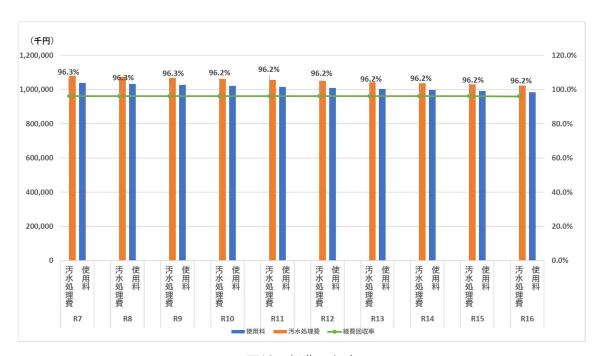


図10 経費回収率

② 経常収支比率

経常収支比率とは、使用料収入や一般会計からの繰入金等の経常収益で維持管理費や 支払利息等の経常費用をどの程度賄えているかを示す指標です。

令和16年度目標値は119.2%となり、令和5年度実績値より3.7%減少していますが、健全経営の水準とされる100%以上を維持していきます。

③ 基準外繰入金

本市の下水道事業は、毎年度一般会計からの基準外繰入金によって収益的収支の赤字を回避できている状況です。

ただし、効率化・経営健全化の取組を通じて、公営企業の独立採算制の原則(公費負担分を除く)の観点から基準外繰入金は削減する必要があります。

令和16年度目標値は4.3億円となり、令和5年度実績値より1億円の削減を目指します。

(2) 効率化・経営健全化の取組

下水道事業の持続的な経営を行うには、経費回収率の向上が必要不可欠です。計画期間内において、経費回収率の向上を図るために次の取組を実施します。

① 投資の平準化

今後、法定耐用年数を経過した管渠等が増加することが見込まれることから、老朽化による不明水の増加や道路の陥没等を防ぐため、『天理市下水道ストックマネジメント計画』、『天理市農業集落排水施設最適整備構想』に基づき、計画的な改築・更新を実施します。これらの計画は、施設の老朽化状況や経営の状況を踏まえて定期的な見直しを行い、投資を平準化するとともに、ライフサイクルコストを最小限度に抑えます。

② 経費の削減

令和7年4月から本市の水道事業が奈良県広域水道企業団に事業統合されます。これにより、上下水道事業の組織が分離されることで、下水道事業と水道事業の経費按分方法の見直しや使用料徴収事務に係る経費などを削減します。

企業債借入条件の見直し(据置期間無しに切替)により支払利息を削減します。

令和7年度より、県が流域下水道維持管理負担金の単価改正を行うことで、本市が支払 う負担金が削減されます。

③ 資金運用に関すること

保有する資金は安全性を確保しつつ、より有利な運用を行います。

④ 組織に関すること

組織運営の効率化や研修を通じた人材育成を図ります。

(3) ロードマップの検証・見直し

収支構造の改善の必要性について、5年を目安にロードマップの定期的な検証・見直しを 行います。具体的には、業績指標、効率化・経営健全化の取組効果及び投資・財政計画と実 績の確認を行います。

9. 今後検討すべき課題

以下の課題については、財政的な影響が大きく、現段階では不確定な要素が多いことから、 今後慎重に検討すべき内容です。次回の経営戦略の改定では、これらの課題に対する検討結 果を踏まえた投資・財政計画を策定します。

(1) 地震対策・雨水対策・施設規模の見直し

① 地震対策の推進

大規模地震が発災した場合においても下水道サービスを継続し、安心・安全なくらしを 守るため、「上下水道耐震化計画」に基づき、耐震化を進めます。

② 雨水対策事業の推進

想定最大規模降雨(確率年 1/1,000(※))に対する内水ハザードマップを作成し公表していく予定です。

※発生確率が「1,000年に1度」であることを表す。

③ <農集>の施設規模の見直し

<農集>では4箇所の処理場において単独処理を行っていますが、施設利用率は類似団体平均値よりも低い30%台で推移しており、処理水量に対して施設規模が過大な状態となっています。将来的に人口減少が進むため、更にアンバランスな状態となり、維持管理費用に比べ、その効果が著しく低くなる懸念があります。

このため、<農集>の処理施設については、老朽化対策と併せてダウンサイジングを検討します。

(2) 民間活力の活用

国では、人口減少に伴う使用料の減少、老朽化施設の増大、技術職員の不足などの課題解決のために、官民連携方式としてPPP/PFIを制度化しています。

本市では、現在施設の維持管理について、包括的民間委託も含めたPPP/PFIに該当する方式を採用していません。

なお、PPP/PFIのうち、民間事業者によって施設の維持管理・改築の支援等を行うウォーターPPPの導入が、令和9年度以降の汚水管の改築に係る国交付金の交付要件とされています。今後はウォーターPPPの導入が本市にとって有効な手段となるか検討します。

(3) 広域化・共同化

ハード面において、本市の<公共>と<特環>は流域下水道と接続しているため、既に広域化が図られています。また、<農集>は地理的・地形的特性上、広域化・共同化は困難な状況です。

一方、ソフト面においては、主に事務の共同化などの施策について情報収集を行いつつ、 県内市町村における検討実施時には積極的に参加します。

10. 経営戦略の検証・改定

今般改定された経営戦略は、毎年度進捗管理及び評価・検証を行い、5年を目安に改定を行うこととします。

主な用語集

土な用語集 用語	説 明
あ行	
ウォーターPPP	水道、工業用水道、下水道についてのPPP/PFI手法のうち、「公共施設等運営事業(コンセッション方式)」とコンセッション方式へ段階的に移行するための「管理・更新一体マネジメント方式」の総称。
か行	
管渠(かんきょ)	給水・排水を目的として作られる水路全体を指し、地上部 に造られる開渠(かいきょ)と地中に造られる暗渠(あんき ょ)に分かれるが、原則として下水道では暗渠となっている。
管路施設	管渠、マンホール、雨水吐き、吐口、桝、取付け、雨水貯 留施設等の総称。
企業債	地方公営企業が経費や施設の建設・改良等に要する資金を 調達するために起こす地方債のこと。 (借入金)
供用開始年月日	下水道法に定める用語で、下水道が使用可能になった、または汚水の処理が開始された年月日のこと。
減価償却	固定資産の取得にかかった支出を、使用可能期間の全期間にわたる経費として、1年ずつ分割して費用計上する会計処理のこと。 建物、構築物、機械及び装置等の、時間の経過とともに価値が減少する資産(償却資産)に対して行い、下水道事業においては、使用可能期間(耐用年数)の各年度に均等に配分する。(定額法)
さ行	
社会資本整備総合交付金	地方公共団体等による社会資本の整備(下水道、道路、河川、住宅等)を支援することを目的とする交付金であり、平成22年度に、国土交通省所管の個別補助金を一括する形で創設された。 地方公共団体が作成した社会資本整備総合計画に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する事業を総合的に支援するもの。

上下水道耐震化計画	災害に強く持続可能な上下水道システムの構築に向け、急 所施設や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等に ついて、上下水道一体で耐震化を推進するための計画のこ と。				
処理区域内人口	処理区域面積1ヘクタールあたりの人口を示したもの。				
水洗化人口	処理区域内で実際に下水道に接続し汚水処理をしている 人口のこと。				
ストックマネジメント	構造物や施設の機能診断に基づく機能保全対策の実施を 通じて、既存施設の有効活用や長寿命化を図り生涯費用を低 減するための技術体系及び管理手法の総称。				
は行					
PPP/PF1	PPP (Public Private Partnership) とは、官民(公民)が連携して、公共サービスの提供を行うこと。民間事業者の創意工夫によるサービス向上やコストの縮減を目指す。 PFI (Private Finance Initiative) とは、PPP手法の一つであり、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うもの。				
包括的民間委託	施設の運転管理や修繕などを一括して民間の事業者に委託し、維持管理業務の効率化・コスト削減を図るもの。				
や行					
有収水量	下水処理場で処理した全汚水量のうち、下水道使用料徴収 の対象となる水量のこと。				
ら行					
ライフサイクルコスト	施設・設備における新規整備、維持、修繕、改築等を含めた生涯費用の総計。				
ランニングコスト	システムや施設・設備を維持するために必要なコストのこと。消耗品費や通信費、電気代、また人件費など業務を継続するための費用も該当する。				

天理市下水道事業経営戦略

令和7年3月

天理市上下水道局経営管理室

TEL: 0743-63-1001 FAX: 0743-63-7159